

大淀町重層的支援体制整備事業 実施計画

〔令和 8 年 4 月見直し〕

— 地域共生社会の実現に向けて —

いつまでも、その人らしく幸せに
暮らすことのできるまち、おおよど
～みんなでつくる4つの（愛）～



大淀町

目次

はじめに	1
------	---

I.概念の整理

1. 地域福祉の推進と地域共生社会	3
2. 重層的支援体制整備事業の基礎となる地域包括ケアシステム	4

II.重層的支援体制整備事業とは

1. 重層的支援体制整備事業の全体像	5
2. 重層的支援体制整備事業の枠組み	6
3. 支援会議	7
4. 包括的な支援体制の整備に必要な施策	8

III.大淀町重層的支援体制整備事業計画（総論）

1. 計画の位置付け	8
2. 計画期間	9
3. 計画全体の実施体制	10

IV.大淀町重層的支援体制整備事業計画（各事業及び実施体制等）

1. 包括的相談支援事業	10
2. 地域づくり事業	11
3. 多機関協働事業等	
ア. 多機関協働事業	11
イ. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	12
ウ. 参加支援事業	12

V.計画の推進体制

計画の推進体制	12
---------	----

VI.計画の目標

1. 包括的相談支援事業	13
--------------	----

2. 地域づくり事業	14
3. 多機関協働事業等	
ア. 多機関協働事業	14
イ. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	15
ウ. 参加支援事業	15

VII.地域共生社会に向けて

地域共生社会に向けて	15
------------	----



はじめに

町では、人口減少、少子高齢化の加速に伴う社会経済状況の変化や、地域生活課題の複合化・複雑化などに対応するため、平成 27 年度から高齢者支援を中心に「自助」、「互助」、「共助」に「公助」を適切に組み合わせた地域包括ケアシステムを推進してきました。

この地域包括ケアシステムを推進するなか、家族や地域住民同士の関係の希薄化や医療・介護資源の不足に加え、地域住民の生活基盤を含む地域経済の縮小が地域住民一人ひとりの暮らしに大きな課題として影響を与え、その影響は、時間を増すごとに大きくなっています。

一方、国においては、高齢者への地域包括ケアシステムを軸に、様々な課題に直面している地域社会を持続可能なものとするため、個人や世帯の課題等を「我がごと」として、「丸ごと」受け止める地域共生社会をめざし、令和 2 年 6 月、社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この社会福祉法の改正を踏まえ、町では、令和 3 年度から令和 5 年度の重層的支援体制整備事業への移行準備期間を経て、“いつまでも、その人らしく暮らすことのできるまち、おおよど”、すなわち町の実情に応じた持続可能な地域共生社会を実現するため、令和 6 年度から重層的支援体制整備事業を本実施しています。

この町の実情に応じた持続可能な地域共生社会を実現するため、まず、令和 3 年度に町の組織・機構を見直しました。

これまでの社会保障制度ごとに支援していた高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者支援を 1 つの課に集約し、「丸ごと」の視点に基づく一体的な支援体制を構築しました。

次に、令和 5 年度には、これまで町社会福祉協議会へ業務委託していた町地域包括支援センターを直営化し、さらに、令和 6 年度には、新たに障害福祉分野における基幹相談支援センターを設置するとともに、福祉事務所未設置団体相談業務を開始しました。

また、令和 7 年 12 月には、町単独による障がい者地域自立支援協議会を設置し、本町における“いつまでも、その人らしく暮らすことのできるまち、おおよど”を実現するための体制及び各支援関係機関の役割の明確化が整理できました。

これらのことから、“いつまでも、その人らしく暮らすことのできるまち”を実現するための体制及び各支援機関の役割の明確化が整備できたことを踏まえ、

これまで地域福祉計画及び地域福祉活動計画と一体的に策定した重層的支援体制整備事業計画（以下「事業計画」という。）を計画期間途中とはなりますが、最適化（見直し）することとしました。

なお、今後においても、国の制度改革並びに町を取り巻く環境等の変化に応じ、PDCAサイクルを踏まえ、適時、事業計画を見直します。



地域共生社会とは

〔厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより〕

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を言います。

I. 概念の整理

1. 地域福祉の推進と地域共生社会

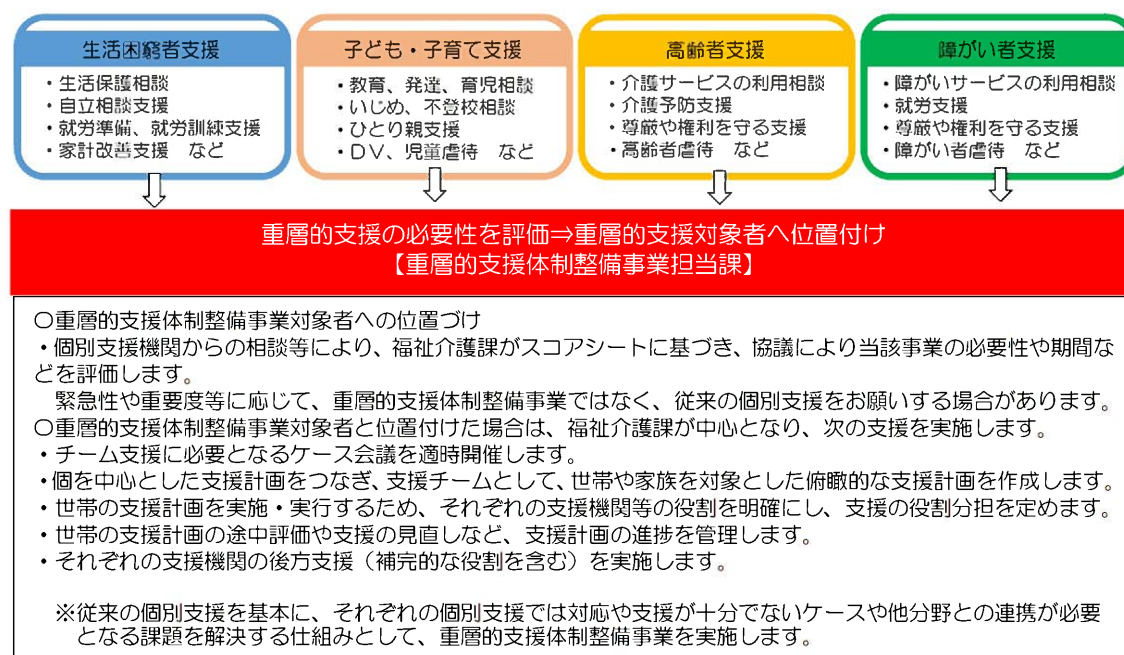
平成 12 年に社会福祉事業法から改称した「社会福祉法」では、それぞれの地域において、人びとが安心して暮らせるよう、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。

その後、地域福祉の推進に関しては、当時の社会福祉法の規定や、平成 14 年の「社会保障審議会福祉部会とりまとめ」で示された理念と基本目標を踏まえ、町においては、地域福祉計画の策定等を推進してきました。

そして、平成 29 年 6 月及び令和 2 年 6 月に公布された一連の改正社会福祉法においては、地域福祉の推進にあたっては、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する地域住民の生活課題の把握と解決を図ることに留意するなど、その理念がより具体的に示されるとともに、その目的は、地域共生社会の実現をめざすものであることが明確に規定されました。

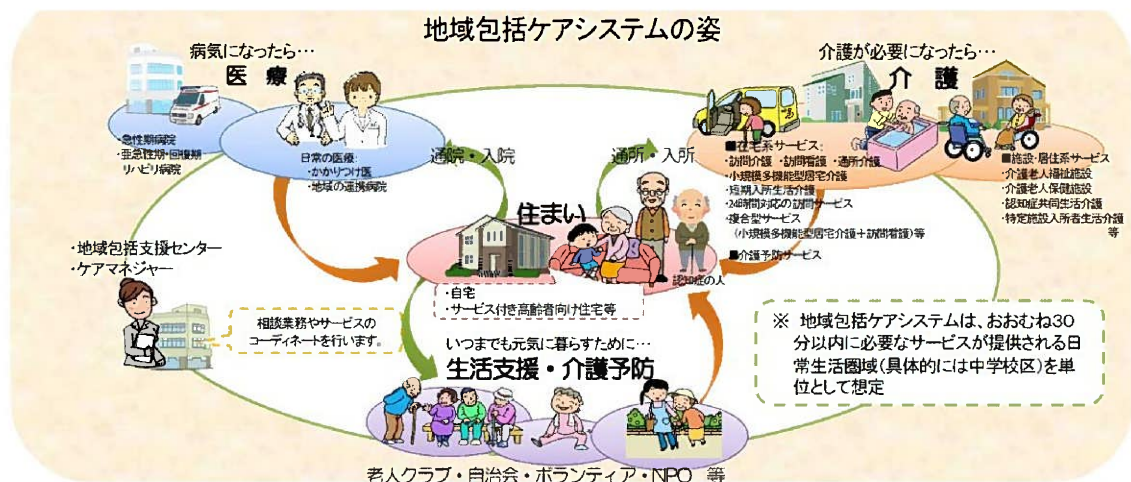
このことから、町では、子ども子育て支援、高齢者支援、障害ある人への支援、生活困窮者支援を一体的に実施するため、令和 3 年度から令和 5 年度までの重層的支援体制整備事業への移行準備事業を経て、令和 6 年度から重層的支援体制整備事業を本実施しました。

重層的支援体制整備事業のイメージ



2. 重層的支援体制整備事業の基礎となる地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、介護保険制度を軸とした仕組みであり、平成 25 年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、「地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と規定されました。



町では、平成 27 年度に奈良県の地域包括ケアシステム構築支援補助事業を活用し、町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に着手しました。

特に、町の課題であった高齢者の介護予防を行政主体化から地域住民主体へ移行するなど、「住民主体」を第一としたこれまでにない新しい介護予防を企画・実施するとともに、元気な高齢者の相互扶助となる取り組みを短期目標として推進してきました。

大きな成果として、大淀町地域包括ケア専門職会議の設置・運用、介護予防リーダースマイル立ち上げ支援及び主体的な活動支援、よどり音頭の開発、男性高齢者に特化した介護予防事業の実施、緩和型の訪問介護、通所介護の創設、51 大字中 49 大字によるいきいき百歳体操の継続実施、認知症カフェ及び認知症チームオレンジひなた大淀の立ち上げなどが挙げられます。

この他、ひとり暮らし高齢者の増加や家族、地域間の支え合いが希薄化するなか、地域の介護拠点となっている福祉事業所との調整により、令和 7 年 3 月に地域密着型事業である看護小規模多機能型居宅介護サービスを地域密着型事業所として指定することができました。

一方、町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をめざすなか、ひとり暮らし

らし高齢者の居住確保や身元引受、福祉サービスの持続可能性の確保、高齢者の属する世帯を支援するにあたり、子ども子育て支援や障害者支援及び生活困窮者支援など、重層的かつ複合的な課題を有する地域住民への支援（他の社会保障制度の利用が必要となる支援）が限定的となっていること等の諸課題が山積しています。

この様に、町では、現在進行形で諸課題の解決をめざしつつ、町の実情や町を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、緩やかでも確実に自助、互助、共助に公助を適切に組み合わせた大淀町地域包括ケアシステムの実現に向け、地域ぐるみで歩みを進めています。

〔参考〕人口、高齢者人口及び高齢化率の推移

	人口	高齢者人口	高齢化率
平成27年3月30日時点	18,493人	5,385人	29.12%
令和7年12月31日時点	15,478人	5,935人	38.34%
比 較	3,015人の減少	550人の増加	9.22%の上昇

Ⅱ.重層的支援体制整備事業とは

1. 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業は、市町村が、地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための具体的手法として、令和2年の社会福祉法の改正において、市町村の任意による事業として創設されました。

また、同事業を実施する場合には、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとされました。

この重層的支援体制整備事業の全体像は、次の3つの柱からなる支援を一体的に展開するもので、地域生活課題を抱えるすべての住民を事業の対象者とし、個別支援と地域支援の両面から、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることを基盤とした重層的なセーフティネットの構築をめざすものとされています。

① 相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

② 参加支援

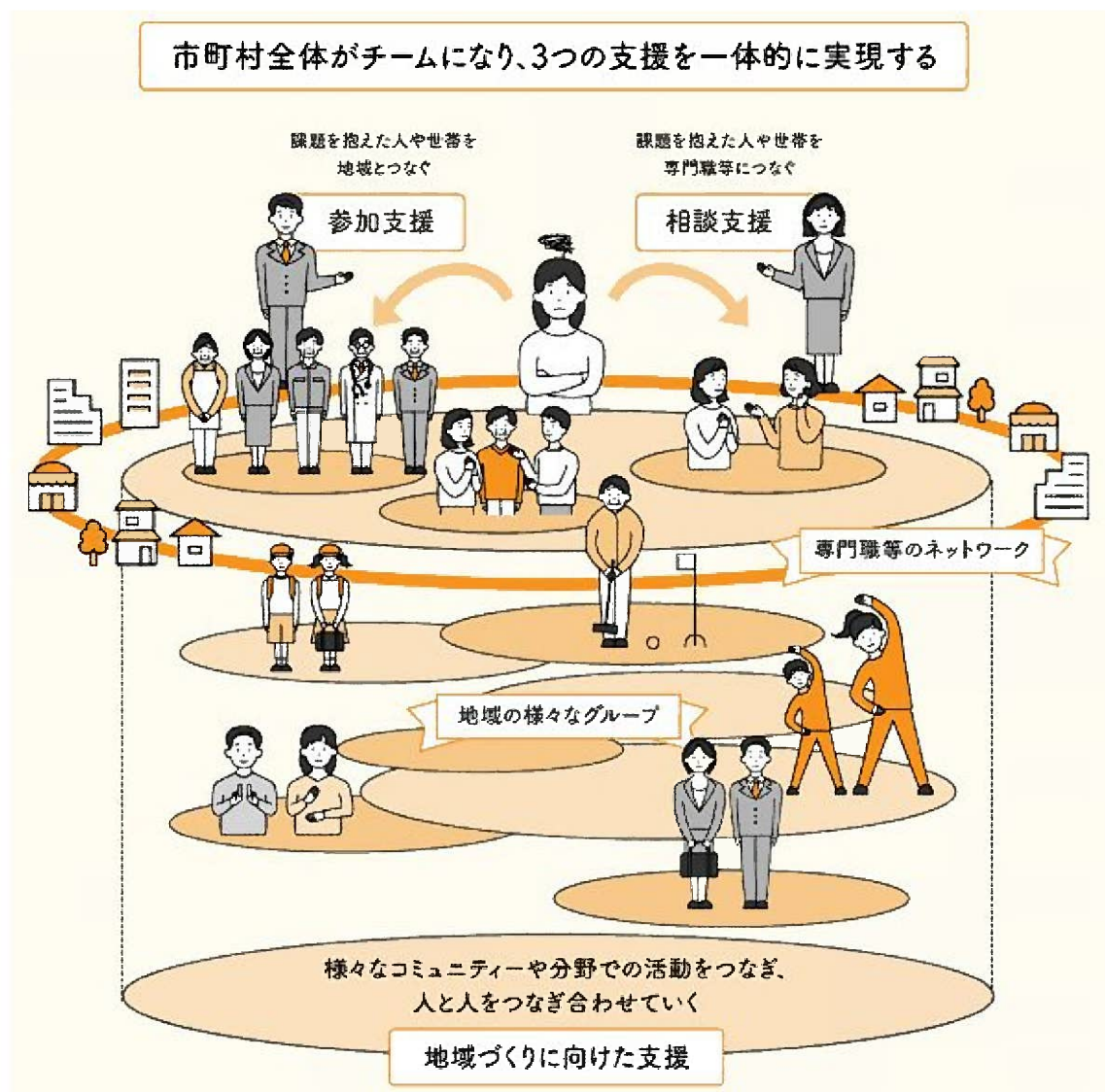
本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

そして、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、さらに「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」の2つの事業を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施するものとされています。

重層的支援体制整備事業のイメージ



2. 重層的支援体制整備事業の枠組み

厚生労働省による「重層的支援体制整備事業実施要綱」に基づき、具体的な事

業の枠組みは、次のとおりです。

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている相談支援の取組を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず、住民からの相談を幅広く受け止め、分野横断的な相談支援体制を整備する。

(2) 地域づくり事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施し、属性にかかわらず住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

(3) 多機関協働事業等

ア. 多機関協働事業

複合化・複雑化したケースに対応する支援関係機関が抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、ケースに関する支援全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担う。

なお、町は、「重層的支援会議※」の主催者となり、本事業並びに次のイ及びウに掲げる事業において、支援プラン策定、再プラン策定、支援終結及び支援中断の各タイミングに際して必要がある場合は、適宜、重層的支援会議を開催する。

イ. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期間ひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行う。

ウ. 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現をめざす。

※重層的支援会議

会議の役割は、①支援プランの適切性の協議、②プラン終結時等の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を基本とするほか、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために必要な役割を柔軟に担う。

参加者は、市町村と多機関協働事業者に加え、包括的相談支援事業、継続的支援事業、参加支援事業の各事業者も原則として参加する。また、状況に応じて地域の関係

者や、本人を招くことも可能。

なお、以上の事業の枠組みを、既存の事業も含めて整理したものが、次の表になります。

「重層的支援体制整備事業」の枠組みと既存事業との関係性等

事業の種類	既存制度の対象事業等
①包括的相談支援事業	
（高齢者福祉）	地域包括支援センターの運営（総合相談事業など）
（障がい者福祉）	障がい者相談支援事業
（子ども・子育て支援）	利用者支援事業
（生活困窮者支援）	自立相談支援事業
②地域づくり事業	
（高齢者福祉）	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）
	生活支援体制整備事業
（障がい者福祉）	地域活動支援センター事業
（子ども・子育て支援）	地域子育て支援拠点事業
（生活困窮者支援）	生活困窮者等のための地域づくり事業
③多機協働事業等	
ア 多機関協働事	主に支援者を支援する事業
イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	本人とのつながりの形成に向けた支援を行う事業
ウ 参加支援事業	多様な社会参加の実現をめざす事業

3. 支援会議

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、町は、支援関係機関をはじめとする、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援関係機関（者）及びその

他の関係者で構成する「支援会議」を組織することができます。

この「支援会議」は、前述の「重層的支援会議」とは異なり、支援対象者の同意が得られないために支援関係機関等での情報共有や役割分担が進まず、また、予防的・早期支援のための体制整備が進まない場合等に検討を行う会議体で、構成員には守秘義務が課せられます。

4. 包括的な支援体制の整備に必要な施策

改正された社会福祉法の規定により、町は、重層的支援体制整備事業をはじめとする次の各施策の積極的な実施等を通じ、包括的な支援体制の整備に努めることとされています。

社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業に加えて、社会福祉法人や NPO 法人など、地域の支援関係機関と連携・協働し、地域生活課題の解決に資する支援のために必要な施策・事業に取り組む必要があります。

- (1) 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備のための施策
- (2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、支援関係機関と連絡調整等を行う体制整備のための施策
- (3) 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の支援関係機関が協働して、複合化・複雑化した地域生活課題を解決するための体制整備のための施策

Ⅲ.大淀町重層的支援体制整備事業計画（総論）

1. 計画の位置付け

本事業計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育て世代及び生活困窮者をはじめとする福祉の各分野における、共通的事項を盛り込んだ「地域福祉計画」に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものとされています。

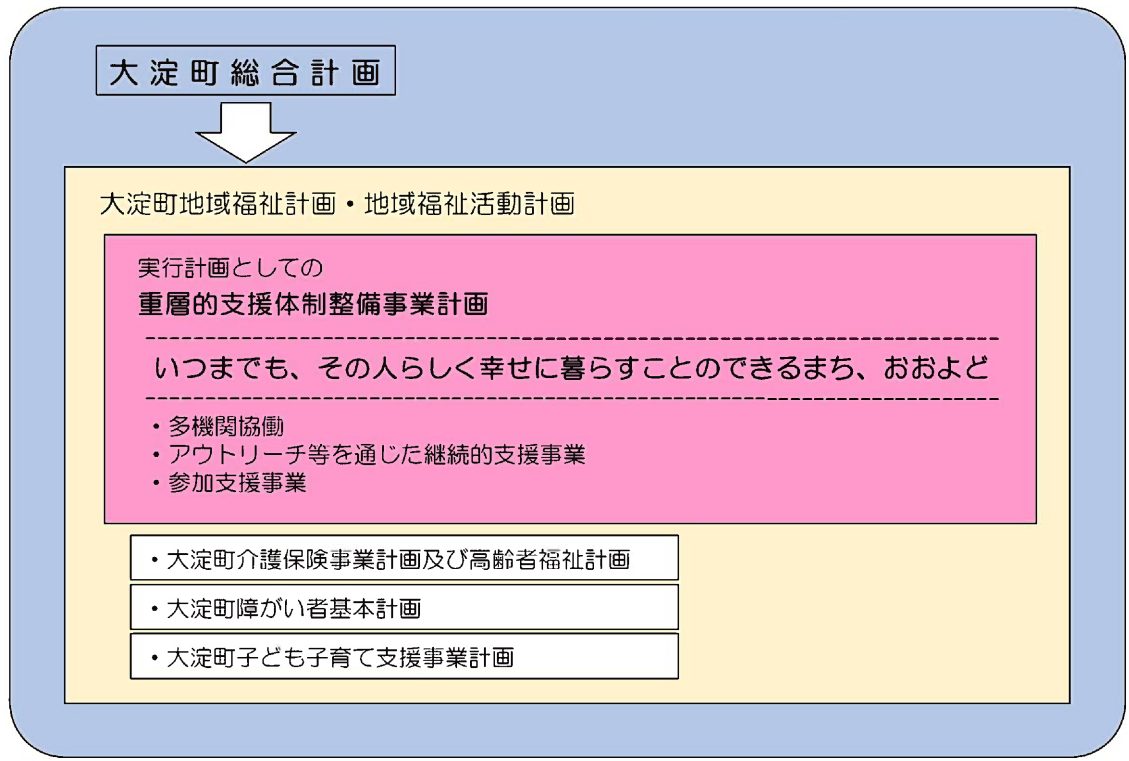
町では、福祉の各分野の基盤計画として、令和 5 年 10 月に「第 3 次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画 ～第 3 次おおよどアクションプラン～（以下「福祉計画」）」を策定しました。

この福祉計画では、本事業計画を一体的なものとして位置付け、福祉の各分野における取り組みを推進することで、包括的な支援体制の整備と地域共生社会

の実現をめざすことを明確に示しました。

これら各福祉分野における取り組みやこれまでの経緯等を踏まえ、本事業計画は、町の福祉計画を実現するための具体的な実施計画として位置付けるものです。

重層的支援体制整備事業計画の位置づけ図



2. 計画期間

本事業計画の計画期間は、令和8年度から福祉計画の終期となる令和11年度までの4年間とします。

なお、本事業計画は、福祉計画の具体的な実施計画であることから、必要に応じ、適時見直しします。

	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030
地域福祉計画	地域福祉計画と 重層的支援体制整備事業 計画を一体的に策定			→				
重層的支援体制整備事業計画				→ 重層的支援体制整備事業計画				

3. 計画全体の実施体制

町では、地域共生社会を推進する中で、多様な主体が協働した支えあいの地域づくりを基盤とする「包括的な支援体制の整備に向けて様々な取り組み」を進めるため、それぞれの主体が最大限にその専門性等を発揮できるよう、町が主体となり実施体制を構築します。

そのため、社会福祉法により対象となる事業に加え、関連する事業についても本計画に位置付けます。

POINT



本事業計画で定める諸施策・諸事業は、各福祉分野の事務事業を所管する庁内の各部署や支援関係機関が、重層的支援体制整備事業の意義を共通事項として捉えることにより、それぞれの取り組みを町全体として、「丸ごと」、「我がごと」として受け止め、「いつもまでも、その人らしく暮らすことのできるまち、おおよど」の実現をめざします。

Ⅳ.大淀町重層的支援体制整備事業計画（各事業及び実施主体等）

本事業計画における事業ごとの具体的な事業内容や主な役割等については、次のとおりとします。

なお、それぞれの事業等については、町が実施する事業及び支援関係機関等が実施する法律上位置付けられている事業のうち、主な事業のみとしています。

（1）包括的相談支援事業

事業内容	分類	主な事業実施体制等	担当課
どこに相談すればよいのかわからない場合も含め、相談者（対象者）の属性、世代及び相談内容等に関わらず、幅広く相談を受け付ける。また、必要に応じて庁内関係課や支援関係機関に丁寧かつ適切につなぐとともに、必要に応じ、支援関係機関との連携により直接支援を実施する。	全般	福祉のお困りごと相談事業	福祉介護課
	障がい福祉	基幹相談支援センター	福祉介護課
		相談支援事業所	福祉介護課
		主任相談支援事業所	民間事業所
	高齢・介護	総合相談支援・権利擁護支援	地域包括支援センター
		認知症地域支援推進員	

		認知症カフェ事業	地域包括支援センター
	子ども・子育て	こども家庭センター	健康こども課
		子育て世代包括支援センター	保健センター
		教育支援センター／あらかし教室	教育委員会学務課
	人権	人権施策推進室	人権施策推進室
	生活困窮支援	福祉事務所未設置団体相談支援	福祉介護課
	女性支援	困難な問題を抱える女性支援	福祉介護課

(2) 地域づくり事業

事業内容	分類	主な事業実施体制等	担当課
属性や世代を問わない多世代交流の場や、特定のテーマに沿った対象者が交流できる居場所など、多様な主体が様々なコンセプトのもと、地域住民のつながりづくりや憩いの場を提供するとともに、地域住民の個々の生活課題から地域の問題や課題を把握し、それらの解決をめざす。	高齢・介護	いきいき百歳体操	各地域／地域包括支援センター
		生活支援体制整備事業	福祉介護課
		高齢者福祉大会などの町事業	
		認知症カフェ事業	地域包括支援センター
		高齢者学級	社会教育課
		協議会	町社会福祉協議会
	障がい福祉	地域自立支援協議会	福祉介護課
		フードドライブ事業	

(3) 多機関協働事業等

ア. 多機関協働事業

事業内容	分類	主な事業実施体制等	担当課
単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等により、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の円滑な連携を図る。 基本的には支援者を支援する役割を担うが、必要に応じて支援関係機関と連携して直接的支援も行う。 また、多機関協働事業者として作成した、①支援プランの適切性の協議、②プラン終結時の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討、などを目的とした「重層的支援会議」を主催する。 なお、支援対象者の同意が得られず、情報共有や連携・協働が進まない場合等には、必要に応じて「支援会議」を主催する。	全般	重層的支援会議	福祉介護課
	障がい福祉	支援会議	
	高齢・介護	個別支援ケース会議	
	子ども・子育て		
	生活困窮支援		
	女性支援		

イ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業内容	分類	主な事業実施体制等	担当課
複合化・複雑化した支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関や地域住民とのつながりを構築し、情報収集、本人との信頼関係構築・つながりの形成、訪問・同行支援などを行う。	全般	重層的支援事業	福祉介護課
	障がい福祉	基幹相談支援機能強化事業	
	高齢・介護	総合相談支援事業	地域包括支援センター
		認知症初期集中支援事業	
		認知症地域支援推進事業	
	子ども・子育て	こんにちは赤ちゃん訪問事業	保健センター

ウ、参加支援事業

事業内容	分類	主な事業実施体制等	担当課
ひきこもり状態や不登校など、個別ニーズに対応するため、就労準備支援や、子どもの学習・生活支援等への機会を通じて、多様な地域社会とのつながりづくりや社会参加のための支援を行う。 また、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえ、社会参加に向けた新たな資源の開拓、メニューづくりや、参加の場・働く場とのマッチングを行う。	障がい福祉	フードパントリー事業	福祉介護課
	子ども・子育て		

V.計画の推進体制

本事業計画は、前述のとおり福祉計画の具体的な実施計画であり、それぞれの推進にあたる実施機関等が、本事業計画についても推進する役割を担うものとします。

具体的には、重層的支援体制整備事業実施担当となる生活困窮者支援担当課が多機関協働事業を中心に、各事業実施機関の会議等を通じて、本事業の実施状況を評価するとともに、地域住民及び支援関係機関等により意見交換を行う機会を設けることとします。

また、毎年度、庁内の各福祉制度担当課（高齢福祉担当課、障がい福祉担当課、子ども子育て担当課（教育担当課を含む））との評価会を実施します。

この毎年度実施する庁内評価会の結果を踏まえ、必要と認められる場合には、本事業計画を見直しするとともに、本事業計画を地域住民及び支援関係機関等と共有し、協働・連携します。

なお、この評価会は、高齢分野にある大淀町地域包括ケア会議設置要綱に定める会議体を活用することとします。

計画推進のイメージ



Ⅵ.計画の目標

重層的支援体制整備事業計画においては、相談件数等の目標値を設定するのではなく、支援対象者が主体的に自身の生活の安定や社会活動への参加できるよう、相談支援及びアウトリーチ支援の質の向上、支援対象者を含めた支援ネットワークの拡大、社会参加できる機会の充実及び支援者支援を目標とします。

なお、設定した目標の詳細及び評価については、個別事業ごとに定めることとします。

（１）包括的相談支援事業の目標

人口減少、少子高齢化が加速するなか、地域住民の生活様式の多様化及び生きづらさ等の課題等を解決するため、属性を問わない相談支援が重要となります。

町では、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野における相談支援事業

を基本に、重層的支援体制整備事業を本実施した令和 6 年度から「福祉のお困りごと相談窓口」を生活困窮者支援担当課に設置しました。

令和 8 年 4 月、これまでの取り組みを深化させるとともに、今計画期間については、障がい福祉分野における相談支援の充実をめざします。

具体的には、障がい福祉における相談支援事業にアウトリーチ機能を加えます。

また、町に所属する専門職の相談支援の質の向上をめざした専門職ミーティングをアウトリーチ事業として、地域内の教育機関及び支援関係機関へ出向いて実施します。

(2) 地域づくり事業

医療・福祉人材が不足するなか、医療・介護サービスの利用ニーズが高まる後期高齢者の増加に加え、ひとり暮らし高齢者が増加傾向にあります。

このことから、地域住民が「であい」、「わかりあい」、そして、「たすけあい」と「ささえあい」を合言葉に集える場所の維持・拡大を図ります。

具体的には、高齢福祉分野において、地域住民主体で実施するいきいき百歳体操が継続できるよう、いきいき百歳体操大交流会を継続実施するとともに、生活支援体制整備事業を活用し、いきいき百歳体操に交流及び交流から生まれる地域課題の掘り起こしや、掘り起こした地域課題を我がごととして受け止めるための学習会を実施します。

また、既存の支援関係団体との連携を深化させるフードドライブ事業を軸に、地域住民が相互に「たすけあい」、また、「ささえあえる」機運の向上を図ります。

(3) 多機関協働事業等

ア. 多機関協働事業

既存の社会保障制度や福祉支援等の対象から漏れた「制度や支援の狭間」にある人や、必要な支援等が届かず置き去りにされている人に対して、速やかに、そして、過不足なく支援できるよう、支援ネットワークの深化並びに重層的支援及び困難ケース等の事例検討を通じて、チーム支援の仕組み化(PDCA 化)をめざします。

具体的には、基幹相談支援センター事業を通じ、地域の福祉事業所を対象とした事例検討会を開催するとともに、事業所連絡会や意見交換会を開催し、困難ケースを「ためない」、「とめない」、「かかえこまない」ことのない関係性の

構築に努めます

また、ICT の活用やシャドーワークの軽減などを進め、福祉事業所及び福祉専門職の負担軽減を図ります。

イ. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域の地勢から移動手段が大きな課題となっています。

また、ひきこもりの人や不登校の児童・生徒への関りについても、移動支援を含めた移動手段の確保が課題となっています。

このことから、支援対象者への関りや支援について、アウトリーチを積極的に取り入れます。

具体的には、障がい福祉分野における相談支援事業について、アウトリーチを業務仕様に加えます。

また、適切なアセスメントにより移動手段がない人や公共交通が利用できない人等については、アウトリーチ支援を基本とします。

ウ. 参加支援事業

ひきこもりの人や不登校児童・生徒が自宅外で社会活動に参加することの負担感が非常に大きいことから、支援対象者に寄り添いながら丁寧かつ慎重に支援する必要があります。

また、支援対象者自身が生きづらさや支援の必要性を理解できていないケースもあります。

このことから、限られた人員等で最大限の効果を得るため、これまで参加支援事業として実施するフードパントリー事業及び各分野で実施する集いの場となる事業の拡大・連携を深め、より幅広い参加支援をめざします。

具体的には、開始から 3 年を経過するフードパントリー事業以外の集いの場（いきいき百歳体操大交流会や認知症カフェなど）を新たな参加支援事業の場として、可能な限り支援対象者ごとにニーズや課題に対応した支援をめざします。

VII. 地域共生社会に向けて

人口減少、少子高齢化及び地域社会の縮小に加え、介護、生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー、孤立・孤独など、地域住民が抱える課題等は、複雑化・重層化し、その結果、個人の課題から世帯への課題、さらには、ゴミ屋敷や孤独死など、地域を巻き込んだ課題として拡大しています。

個人や世帯が抱える課題や生きづらさなどのリスクが顕在化しても、既存の社会保障制度や福祉支援等の対象から漏れた「制度や支援の狭間」にある人や、必要な支援等が届かず置き去りにされている人も存在し、これらの人が時間の経過とともに増加しています。

このような地域の人々が、複雑で重層的な課題を抱えてるなか、住民生活に最も身近な基礎自治体として、本事業計画の理念である「いつまでも、その人らしく幸せに暮らすことのできるまち、おおよど」を実現するため、「支え手」、「受け手」の区別なく、すべての地域住民や地域活動団体が「丸ごと」、「我がごと」として受け止め、地域住民一人ひとりが「であい」、「わかりあい」、そして「たすけあい」、「ささえあえる」まちづくりを推進します。

最後に、「いつまでも、その人らしく幸せに暮らすことのできるまち、おおよど」は、私たち町行政だけで作り上げるものではありません。

むしろ、町行政だけでは、「いつまでも、その人らしく幸せに暮らすことのできるまち、おおよど」をつくり上げることができません。

地域住民一人ひとりが気持ち新たに、自分の幸せや家族の幸せをめざし、そして、仲間や友人の幸せのために助け支え合う輪が広がれば、結果として、このまちで暮らす全ての人々が共生できる大淀町になると信じています。

地域共生社会の実現に向け、町行政においても、関係する職員一人ひとりが高い意識と新たな心構えを持ち、これまで以上に、地域で活動されているみなさんや支援関係機関との協働・連携を深めながら、様々な困りごとを抱える地域住民のみなさんに対して、重層的な支援が展開できるよう、本事業計画を実施・実行します。

また、地域の特性や課題を時に受入れ、そして、それらの課題を乗り越えられる地域づくりを実現します。

自助、互助、共助に公助を適切に組み合わせて、持続可能な大淀町を実現させましょう。

大淀町重層的支援体制整備事業計画
大淀町住民福祉部福祉介護課
〒638-8501 大淀町桧垣本 2090 番地
TEL 0747-52-5513（直通）
e-mail fukushikaigo@town.oyodo.lg.jp